

瀬戸内市立長船中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月版

いじめに関する現状と課題

本校の昨年度のいじめの認知件数は24件、一昨年度より7件減少した。24件のいじめの具体的内容としては、「ひやかしやからかい」、「軽くぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」、「所有物を隠されたり、いたづらをされたりする」、「SNSなどで、誹謗・中傷や嫌なことをされる」などであった。いじめであるかどうかを教員が早急に判断するとともに、いじめと疑われるもの、いじめにつながる可能性のある全てのものを早期に発見し、対応することが今後も重要である。また、反省を促す指導およびよりよい人間関係づくりも必要である。また、昨年度以前の未解消の事案8件については6件が解消している。未解消の2件については、該当生徒がすでに卒業している案件である。本校には、相手の立場に立って考える力が乏しい生徒やコミュニケーションをとることが苦手な生徒が少なくない。学校として定期的ないじめ防止学習や人権学習、ネットの使い方の学習、コミュニケーション力の育成に力を入れていきたいと考えている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

1 いじめの防止

学校教育全体を通じて、すべての生徒に「いじめは、人権を侵害する許されない行為である」ことの理解を促し、自分と他者の存在を等しく認め、自らよりよい人間関係をつくらうとする意識をもたせる。また、携帯電話やスマホを通じてのSNSの利用の増加に伴い潜在化しているいじめ問題を生徒自身が理解し、情報を正しく選択し使いこなす能力を培う。生徒のコミュニケーション力を養うとともに、生徒の積極的ないじめ防止への関わりを促す。

2 早期発見

いじめの早期発見のために、教職員が保護者と連携し、生徒の些細な変化に気づき、些細な兆候であってもいじめではないかと疑いの目をもって早い段階から適切な関わりをもって、積極的にいじめを認知するよう努める。また、一人一台端末を使った「心の健康観察」を毎日実施する。

3 いじめへの対処

いじめが確認された場合、学校は直ちに、いじめにあった生徒や知らせた生徒の安全を確保し、教職員が組織的な対応をする。また、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。

4 家庭や地域との連携

学校だけでなく、社会全体で生徒を見守ることが重要であるため、家庭や地域、学校運営協議会等と連携して、生徒との関わり方についての啓発を進めたり、情報提供を依頼したりする。

5 関係機関との連携

いじめへの対応においては、児童相談所や警察、医療機関、地方法務局等との連携が必要不可欠である。そのために、平素から学校が関係機関の担当者と情報共有体制を構築しておく。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校基本方針を学校だよりやホームページに掲載することで、学校のいじめ問題への取組について保護者への周知を図る。また、学校評価アンケートにより取組についての評価を依頼し、取組の改善に生かす。
- ・民生児童委員と定期的に懇談の機会を設けて、生徒の様子を情報交換して、いじめの早期発見に努める。
- ・地域支援ボランティアとともに毎週水曜日にあいさつ運動を行い、生徒の様子を観察し、生徒の変容の早期発見に努める。
- ・学校だよりでいじめ問題に関する啓発やいじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を行う。

学 校

い じ め 対 策 委 員 会

- 〈対策委員会の役割〉
 - ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、発生したいじめ事案への対応。
- 〈対策委員会の開催時期〉
 - ・年5回実施、必要に応じて随時開催する。
- 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉
 - ・職員会議で周知する。
 - ・緊急の場合は職員朝礼で伝達する。
- 〈構成メンバー〉
 - ・校外：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
 - ・校内：校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、生徒指導員、各学年生徒指導担当者

全教職員

関 係 機 関 と の 連 携

〈連携機関名〉

- ・瀬戸内市教育委員会
- ・こどもみらいサポートセンター
- ・瀬戸内警察署、岡山県中央児童相談所、地方法務局、医療関係等

〈連携の内容〉

- ・定期的な情報交換、学校での取組についての協議
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣による相談体制の充実
- ・ネットパトロールによる情報提供
- ・非行防止教室の実施
- ・不登校生徒対応

〈学校側の窓口〉

- ・教頭、生徒指導主事、生徒指導員

学校が実施する取組

①

い
じ
め
の
防
止

- (いじめを許さない集団づくり)
 - ・道徳や学活においてグループワークトレーニングや構成的グループエンカウンター、あるいはアサーショントレーニングなどを実施し、互いのよいところを発見したり、認め合ったりしながらよりよい人間関係づくりを推進する。また、いじめ防止に関する学習を行う。
 - ・体育会や希絆祭などの行事の中で役割をもって活動させることで、互いの有用感や所属感を高める。また、同学年のつながりや他学年とのつながりを意識し、互いに高め合う集団づくりを目指す。
 - ・委員会活動等を利用して、生徒自ら、いじめを防止しようとする啓発活動を定期的に行う。
 - ・人権教育や道徳教育と関連づけながら、生徒が主体となる人権旬間の取組を行う。
- (非行防止教室の開催)
 - ・瀬戸内警察署と連携して、長期休業前に非行防止教室を開催する。
- (情報モラル教室の開催)
 - ・学活でスマホ・ネットの安全教室を開催し、ネット上のトラブル防止、メディアリテラシーについて学習する。

②

早
期
発
見

- (実態把握)
 - ・一人一台端末を使った「心の健康観察」を毎日実施する。
 - ・生徒の実態把握のためのアンケートを年間5回以上、教育相談を年間3回以上行うことで、いじめの早期発見に努める。教育相談については担任が原則であるが、担任以外にも相談できるよう柔軟に対応する。
 - ・普段の生活の中で、教職員全体で生徒の様子を観察し、様子が気になる生徒には話をする。また、全教職員で情報を共有する。
 - ・QUを行い学級における生徒の実態を把握する。年間2回実施することで、クラスでの取組の評価も合わせて行い、改善を図る。また、夏季休業中にQUを活用した学級経営の在り方について研修を行い、教職員の資質向上を図る。
- (情報共有)
 - ・毎週金曜日に生徒指導連絡会を行い、各学年での様子を報告して情報の共有を図る。
- (家庭への啓発)
 - ・学年通信や学級通信、学年懇談等を通して学級や学校の様子を伝え、必要であればいじめや問題行動防止について依頼や啓発を行う。

③

い
じ
め
へ
の
対
処

- (いじめの疑いがあった場合の対応)
 - ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときには、すみやかに、いじめの事実の確認を行い、関係生徒の安全を優先する。
 - ・いじめへの組織的な対応をするためにいじめ対策委員会を開催する。いじめ対策委員会には外部の専門家を構成員に加えることを原則とする。場合によっては瀬戸内市いじめ問題対策専門委員や瀬戸内警察署と連携し問題の解決を図る。
 - ・解決に向けての指導方針を明確にし、すべての教職員の共通理解を図り役割分担を決定する。
 - ・聞き取りをした内容から、事実を時系列で正確に記録する。
 - ・関係生徒の保護者へ連絡を行い、協力支援体制の充実を図る。
- (いじめられた生徒への支援)
 - ・いじめが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を継続して行う。
- (いじめた生徒への指導)
 - ・いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。